

独立行政法人国立印刷局
電子入札システム運用基準

平成24年7月

目 次

1	総則	3
2	用語の定義	3
	(1) 電子入札システム	3
	(2) 電子入札	3
	(3) I Cカード	3
	(4) 紙入札	3
	(5) 電子入札参加者	3
	(6) 紙入札参加者	3
3	電子入札運用の基本方針	3
	(1) 電子入札の対象	3
	(2) 電子入札案件の公示	3
	(3) 入札方法の変更	4
4	利用者登録及びI Cカードの取扱い	4
	(1) 入札参加者の利用者登録	4
	(2) 登録I Cカードの取扱い	4
	(3) I Cカードの不正使用等の取扱い	4
	(4) I Cカードの名義	4
5	入札案件の登録	4
	(1) 各受付期間等の設定	4
	(2) 公告日移行の案件の修正及び手順	5
	(3) 紙入札への切替時の処理	5
6	電子データの取扱い	5
	(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定	5
	(2) 圧縮方法の指定	5
	(3) 提出前の確認	5
	(4) ウィルス感染ファイルの取扱い	6
7	申請等に添付する資料の提出	6
	(1) 提出方法	6
	(2) 電子データの容量	6
	(3) 持参による書類の提出の場合	6
8	入札	6
	(1) 期日等の設定	6

(2) 入札書等の提出方法	6
(3) 入札参加申込後の辞退	6
(4) 開札時における内訳書の内容の確認	6
(5) 入札書等未到達者の取扱い	7
(6) 入札の無効	7
(7) 入札書の無効	7
9 開札	7
(1) 開札の執行	7
(2) 入札書の提出後の辞退	7
(3) 電子くじによる処理	7
(4) 落札者決定通知書の交付	7
(5) 落札者決定が遅れる場合の処理	7
(6) 再度入札	7
(7) 随意契約についての意思確認方法	8
(8) 低入札価格調査の場合	8
10 障害発生時の対応	8
(1) 印刷局側の障害発生時の対応	8
(2) 電子入札参加者側の障害発生時の対応	8
(3) 開札を中止する場合	9
(4) 紙入札に移行する場合	9
11 入札公告等の取扱い	9
12 電子入札システムで発行された文書の取消し	9
13 電子入札システムの運用時間等	9
(1) 電子入札システムの稼働時間	9
(2) 入札情報公開システムの稼働時間	9
(3) 運用基準に関する問合せ先	9
(4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先	10

独立行政法人国立印刷局電子入札システム運用基準

1 総則

本運用基準は、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の電子入札システムによる入開札手続について、必要な事項を定めるものである。

電子入札システムにより入札に参加する業者については、本運用基準を承諾のうえ参加すること。

2 用語の定義

本運用基準で使用される用語は、以下のとおりである。

（1）電子入札システム

インターネット環境を利用した「独立行政法人国立印刷局電子入札システム」をいい、印刷局が発注する競争入札の入開札手続を行うための情報システムをいう。

（2）電子入札

電子入札システムを使用して、電磁的記録に変換された入札書を送受信する方法により開札執行する入札をいう。なお、電子入札書の送受信は、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第14条第2項に規定する入札箱への投入と同じ効果を有する。

（3）ICカード

電子入札における入札書などの電子文書について、作成者の本人性や作成内容の真正性を確保するために必要なもので、電子入札コアシステム対応の電子認証局が発行した電子証明書が記録されているものをいう。

（4）紙入札

紙に記載した入札参加申込書及び紙による入札書の持参による従来の入開札手続をいう。

（5）電子入札参加者

電子入札により入開札に参加する業者をいう。

（6）紙入札参加者

紙入札により入開札に参加する業者をいう。

3 電子入札運用の基本方針

（1）電子入札の対象

原則として、一般競争入札すべてについて対象とする。ただし、電子入札による入札執行が困難な契約については、紙入札による。

（2）電子入札案件の公示

印刷局は、電子入札とする案件については、当該入札案件に対する入札公告にて電子入札対象案件である旨を明示する。

(3) 入札方法の変更

電子入札による手続の開始後、紙入札への変更は認めないものとする。

また、紙入札による手続の開始後、電子入札への変更は認めないものとする。

4 利用者登録及び I Cカードの取扱い

(1) 入札参加者の利用者登録

電子入札に参加しようとする者は、I Cカードを取得し、電子入札システムにて利用者登録を行う。

電子入札参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

(2) 登録 I Cカードの取扱い

電子入札参加者は、1者につき複数枚の I Cカードを利用者登録できる。

電子入札参加者は、利用者登録済みの I Cカード（以下「登録 I Cカード」という。）の失効が生じた場合（登録 I Cカードの有効期限が到来する前に、特定認証局へ失効の手続をしたときを含む。）は、新たに取得した I Cカードをもって再度利用者登録を行う。

(3) I Cカードの不正使用等の取扱い

電子入札参加者は、不正に登録 I Cカードを用い、又は失効事由が生じている登録 I Cカードを用いて電子入札に参加してはならない。

印刷局は、開札後落札者又は落札者となり得る候補者（以下「落札候補者」という。）に前項に反する入札が判明したときは、落札候補の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約解除等の措置を行うことができる。

(4) I Cカードの名義

イ 印刷局の競争参加資格を有する個人又は法人の代表者

ロ イの代表者から入札権限について委任された者

なお、ロに該当する者は、入札説明書による委任状を提出すること。

5 入札案件の登録

(1) 各受付期間等の設定

開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とするものとする。

内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して設定する。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 公告日以降の案件の修正及び手順

公告日以降において、案件登録情報のうち、所在地・品目分類・入札方式・工種区分・落札方式・評価項目名称・工事コンサル区分・内訳書提出有無について錯誤が認められた場合には、次に掲げる手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。

イ 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

(修正例：受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01)

ロ 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：【錯誤案件】)

ハ 新規の案件として改めて登録する。

ニ 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するように依頼する。

(3) 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

6 電子データの取扱い

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

申請書、競争参加資格確認資料及び提案資料等の電子データの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用してはならない。

番号	アプリケーション	形式
1	Microsoft Word	Word 2000 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel 2000 形式以下での保存
3	Adobe Acrobat	Acrobat 3.0 およびそれ以降での保存
4	DocuWorks	Docu Works 6 形式以下での保存
5	その他アプリケーション	画像ファイル (JPEG、GIF 及び TIF 形式) その他認めたファイル形式

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を行う場合は、LHA 又はZIP 形式とする。ただし、自己解凍方式は使用してはならない。

(3) 提出前の確認

申請手続等に添付するファイルは、事前にウイルスチェックを行い、感染していないことを確認後、電子入札システムの各手続に登録する。

(4) ウィルス感染ファイルの取扱い

電子入札参加者から提出された電子データについてウィルス感染が判明した場合、印刷局は直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行う。

電子ファイルによる再提出は、電子入札参加者において完全なウィルス駆除が行えると判断される場合に限り行うものとし、ウィルス駆除が行えない場合は、紙入札に切り替え対応する。

なお、紙入札に対応できない場合は、辞退とする。

7 申請等に添付する資料の提出

(1) 提出方法

参加申込書は、電子入札システムにより提出するものとする。この場合、「資格審査結果通知書」の添付を省略する。また、技術資料等についても、電子入札システムで提出することとするが、容量を超える場合は、発注機関の契約窓口で受け付ける。

(2) 電子データの容量

添付フィールドに添付できる電子データの容量は、各フィールドそれぞれ2MBまでとする。なお、圧縮ファイルについては、圧縮後のサイズが2MB以内とする。

(3) 持参による書類の提出の場合

ファイルの容量が2MBを越える場合、また、案件の特性等により、印刷局から全ての電子入札参加者に対して持参により書類の提出を求めた場合は、電子入札参加者は印刷局の指示に従わなければならない。

8 入札

(1) 期日等の設定

入札書受付開始日時、締切日時は案件ごとに設定する。

(2) 入札書等の提出方法

電子入札参加者は、入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出する。

なお、印刷局は、提出された入札書の差替え、変更又は取消しを認めないものとする。

(3) 入札参加申込後の辞退

電子入札システムによる入札参加申込後、入札を辞退する場合には、電子入札システムにて入札辞退申請を行う。

(4) 開札時における内訳書の内容の確認

建設工事及び建設コンサルタントについては、開札予定日時以降に内訳書の内容を確認することがある。この場合は、開札に伴う結果通知を行うまでに時間を要することがある。

(5) 入札書等未到達者の取扱い

入札書受付締切日時において入札書等が電子入札システムに到達していない場合は、入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

入札説明書等に示す入札条件のほか、本運用基準に定める事項に反する入札は無効とする。

(7) 入札書の無効

入札書提出後、その開札までの間に技術審査により不合格となった者の入札書は無効とする。

9 開札

(1) 開札の執行

印刷局は、事前に設定した開札日時に開札を行う。ただし、紙入札参加者がある場合は、当該入札金額等を電子入札システムに登録した後、電子入札システムにより開札を行う。

(2) 入札書の提出後の辞退

電子入札システムによる入札書提出後、その開札までの間に電子入札参加者が入札の辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとする。

なお、入札書提出後に入札の辞退をしようとする電子入札参加者は、電話で入札の辞退を申し入れるとともに、電子入札システムにて入札辞退申請を行う。

(3) 電子くじによる処理

印刷局は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、その場で電子入札システムにおける電子くじを実施の上、落札者を決定する。

(4) 落札者決定通知書の交付

印刷局は、電子入札により落札者を決定したときは、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を交付する。

(5) 落札者決定が遅れる場合の処理

印刷局は、落札者決定が開札予定日時から著しく遅延する状況が生じた場合には、必要に応じて、入札参加者に対して進行状況について連絡するものとする。

(6) 再度入札

落札者となる者がいない場合、印刷局は、次の方法により再度の入札（再度入札）に付することができる。

イ 再度入札の手續に十分な時間が確保できるよう考慮の上、入札書の受付時間を設定し、入札締切期限を開札結果の通知と同時に通知する。

ロ 再度入札の回数は、当初入札を含め2回とする。

ハ 再度入札は原則として開札日に行う。再度入札書の受付時間は、入札説明書に記載する。

(7) 随意契約についての意思確認方法

落札者が不在の場合において、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第3項第1号に規定する随意契約（以下「不落随契」という。）へ移行する場合の取扱いについて、次に掲げるとおりとする。

- イ 印刷局は、不落随契に伴う見積依頼通知書を原則として前回の入札参加者から最低入札価格又は最高入札価格の者に対して送信する。
- ロ 見積通知書を受けた者は、見積書を送信する。
- ハ 見積通知書を受けた者で見積書を提出する意思のない場合は、辞退届を送信する。
- ニ ロ又はハに該当する者で、何ら意思表示のない者は、辞退したものとする。

(8) 低入札価格調査の場合

低入札価格調査を行う場合は、保留通知書を発行し、低入札価格調査終了後、落札予定者が決定する場合は、落札者決定通知を行うものとする。

10 障害発生時の対応

(1) 印刷局側の障害発生時の対応

印刷局は、電子入札システムの障害・錯誤処理等により、電子入札の執行が困難な場合は、状況を調査確認し、復旧見込み等を総合的に判断して入札参加申請及び入開札の延期若しくは中止又は紙入札への変更などの対応をとる。この場合、状況に応じ、ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者等に連絡・公表を行う。

(2) 電子入札参加者側の障害発生時の対応

印刷局は、電子入札参加者から電子入札参加者側の障害により電子入札に参加できない旨の連絡があった場合には、障害の内容及び復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、直ちに障害を復旧することが困難と判断され、かつ、次に掲げる事項を原因とする障害等であって、複数の電子入札参加者が参加できない場合には、印刷局は、原則として、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間を変更又は延長することができるものとする。

- イ 天災
- ロ 広域停電又は地域的停電
- ハ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
- ニ その他時間延長が妥当であると認められる原因。ただし、ICカードの紛失若しくは破損又は端末の不具合その他電子入札参加者の責に帰すべき原因を除く。

印刷局は、変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合には、電子入札参加者に対して仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。この場合において、当該日時変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度、日時変更通知書を送信する旨の記載を行うものとする。

印刷局は、正式な開札日時が決定した場合には、電子入札参加者に対し、再度、日時変更通

知書を送信するものとする。

印刷局は、仮の開札日時及び正式な開札日時のいずれの場合においても、日時変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合には、電話、FAX等により対応するものとする。

(3) 開札を中止する場合

印刷局は、電子入札システム等の障害により開札を中止する場合は、既に提出された入札書の開札を行わない。

(4) 紙入札に移行する場合

印刷局は、(3)により電子入札による開札を中止し、紙入札への変更を決定したときは、当該案件名に「紙入札に移行」と表記し、以降電子入札参加者に対し当該案件にかかる電子入札システムによる処理は行わないよう指示する。

1 1 入札公告等の取扱い

印刷局は、電子入札対象案件の入札公告等について、電子入札対象案件である旨を入札参加希望者に明示するため、公告文の本文に次のとおり記載するものとする。

1 電子入札システムの利用

本調達は「国立印刷局電子入札システム」(<http://www.npb.go.jp/ja/financ/portal/Index.html>)を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

1 2 電子入札システムで発行された文書の取消し

電子入札システムにて発行された文書(合否結果通知書、無効通知書、落札者決定通知書等)が、電子入札システムの障害又はシステム操作者の錯誤等による場合は、取り消すことができる。この場合、取消しにかかる処置は、電子入札システム外で行うこととする。

1 3 電子入札システムの運用時間等

(1) 電子入札システムの稼働時間

平日8時30分から20時(年末年始を除く。)

(2) 入札情報公開システムの稼働時間

平日6時から23時(年末年始を除く。)

(3) 運用基準に関する問合せ先

独立行政法人国立印刷局財務部調達業務グループ

電話：03-3587-4306

対応時間：平日9時から12時、13時から17時(年末年始を除く。)

(4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

電子入札システムヘルプデスク

電話 : 0570-021-777

対応時間 : 平日9時から12時、13時から17時30分 (年末年始を除く。)

メールアドレス : Sys-e-CydeenASPHelp@hitachijoho.com